

福島県復興計画(第3次)(案)に関する意見と県の考え方

NO	ページ	行又は事業番号	該当箇所	意見内容・理由	県の考え方
1	-	-	-	畑の草かり除染をお願いします。	避難区域以外の農地除染につきましては、市町村が実施主体となっています。各市町村でそれぞれ除染実施計画を策定し、その中でスケジュール、地区及び除染方法などを示し、これに基づき除染を実施しております。 詳細につきましては、いわき市にお問い合わせ願います。(担当課:いわき市除染対策課 電話0246-22-1206)
2	7	-	基本理念に「動物愛護」も示すべき。	健康長寿県を目指すならば共生も大事だから。世界のモデルとなる復興ならば尚更。	御意見を参考にします。
3	36	2~3	福井県教育旅行受け入れ(食育・伝統産業体験等)	自主避難から、福井に定住を決意し、本年から古民家を購入し農家民宿を開業しました。8月には、双葉町の教育長や学生を受け入れました。11月には、福井県グリーンツーリズムの会で、教育旅行に力を入れ、名古屋・東京での旅行会社にもグリーンツーリズムの会で企画提案しました。福島復興のためにも、若者が教育旅行に参加し、視野を広げ活力になればと考え、福井県と福島県のパイプ役になれたらと考えています。体験メニューなどは、営業の際の書類があります。活動内容等は、福井県のグリーンツーリズムのサイトを確認下さい。	案p56~「9 風評・風化プロジェクト」において、福島を応援してくださる方々とのきずなを活かした取組を進めており、今後の取組の参考とさせていただきます。
4	17		「1 避難地域復興加速化プロジェクト」プロジェクトの取組の2(1)ウ	エコテッククリーンセンターの国有化は、双葉郡が放射性廃棄物の最終的な受け入れ基地になるということを県が容認したということの意味している。 名称はどうあれ、環境・リサイクル産業の浜通りへの集積は、中間貯蔵施設や指定廃棄物の最終処分場などとの関連で廃棄物の集積地として浜通り地域が外部から認識されることにつながらざるを得ない。 本当に30年後に中間貯蔵施設が廃止され、県外に最終処分施設が出来るならなおさら、環境・リサイクル産業の浜通りへの集積は風評対策としても得策ではない。 環境・リサイクル産業が不必要だとか将来性がないとかいうつもりはないが、一般認識上どうしてもマイナスイメージが伴う以上、大規模集積は避けるべきであり、広く分散して立地展開させるという方向性で行くべきだと考える。 どうしても集積を進めるというならば浜通りではなく、開発適地に恵まれた阿武隈地域か県南地域が適切だろう。	御指摘の環境・リサイクル産業の集積につきましては、イノベーション・コースト構想において、スマート・エコパークの整備により、浜通り地域の復興に向けて、県内から環境・リサイクル分野の新たな事業が次々と生み出されていく仕組みを構築し、復興の円滑化にも貢献しつつ、今後の持続可能な社会づくりを先導できるような地域を目指し、新産業創出を推進していくこととしております。 また、スマート・エコパークの整備については、太陽光発電パネルのリサイクルなど、再生可能エネルギー関連産業及び環境・リサイクル産業の一体的な集積を目指すものであり、イノベーション・コースト構想の柱の一つとして浜通りへの集積が重要となりますので御理解ください。
5	18		「1 避難地域等復興加速化プロジェクト」プロジェクトの取組のオ①	「水稲超省力・大規模生産」は明らかに政策方向が間違っている。 TPPIに合意した以上、わが国の稲作は際限ない国際的な低コスト競争にさらされる。本県の稲作農業がめざすべきは「水稲超省力・大規模生産」ではなく、和牛やリンゴなどと同様に徹底した良食味の追及によって外国産を寄せ付けられない高級食材として生き残る道である。 たとえ高価格であっても有機栽培や丁寧な肥培管理による高品質化をめざすべきであり、農業や化学肥料の大量投入による省力化ではない。食の安全にひととき敏感な日本の消費者にはそのほうが絶対に受け入れられるし、そうした志向を持つ外国の富裕層にも歓迎されるだろう。 米が高価格商品化すれば低所得層はパンや麺類にシフトする。もはや米が絶対の主食の時代ではないのである。	TPPIによる影響の有無に関わらず、コメの需要は減少しており、より収益性の高い経営への転換が必要であると認識しております。 しかしながら、本県は、現状稲作中心の農業構造であり、栽培適地でもあることから、園芸作物の導入等と合わせて、稲作の経営改善を図っていくことが重要と考えております。 本プロジェクトが対象とする避難地域等においては、津波地区の基盤整備が進む中で担い手が著しく不足しており、営農再開を進めるためにはロボット化したトラクタやコンバインを使った水稲の超省力・大規模生産の実現が求められております。 一方で、御指摘のような良食味・高品質化は重要でありますので、地域や農業者の状況を踏まえつつ、超省力・大規模生産と良食味・高品質化の両立を目指して参ります。

NO	ページ	行又は事業番号	該当箇所	意見内容・理由	県の考え方
6	33	14～15	「4 心身の健康を守るプロジェクト」 「プロジェクトの取組方向」の3	「最先端医療を通じて地域社会を復興・活性化させる」とあるが、最先端医療がなぜ地域社会に結びつくのか論理が飛躍しすぎていて乱暴である。医療は最先端でなくても地域社会にとっては生活上不可欠であり、地域社会の復興・活性化に資するものではないか。	御意見を踏まえ、「県民の心と体の健康を守り、医療関連産業の創出・発展により地域社会を復興・活性化させるため、～」と修正しました。
7	37	10～11	「5 子ども・若者育成プロジェクト」 「プロジェクトの取組方向」の2	「理数教育や国際教育、運動・食育等の健康教育など、福島ならではの教育を推進する」とあるが、理数教育や国際教育、健康教育がなぜ「福島ならではの教育」なのかさっぱり分らない。 理数教育も国際教育も健康教育も全国各地でもおこなわれているのに何を以て「福島ならではの教育」というのか。 「理数教育や国際教育、運動・食育等の健康教育などにおいて」ということならば、こうした分野で福島県の特性を活かした独自の福島ならではの教育を行うという意味になるので納得できる。	御意見を踏まえ、「～、理数教育や国際教育、運動・食育等の健康教育などにおいて、福島ならではの教育を推進するとともに、～」と修正しました。
8	38		「5 子ども・若者育成プロジェクト」 「プロジェクトの取組」の1⑩	保育所や認定こども園の施設整備を促進するのは結構だが、全国的には保育士の確保が大きな課題になっていると聞いているので保育士の就業条件の改善や潜在保育士の弾力的な活用など人材確保も重要である。	御意見を参考に今後の取組を進めます。
9	39		「5 子ども・若者育成プロジェクト」 「プロジェクトの取組」3②	「福島大学COC+」とは一体何なのか説明してほしい。	御意見を踏まえ、案p39に福島大学COC+に関する説明を以下のとおり記載しました。 「福島大学COC+」 福島大学、東日本国際大学、桜の聖母短期大学、福島高等専門学校が中心となり、①震災・原子力からの地域再生を目指す人材育成プログラムの実施、②教育プログラムの共同実施（ふくしま未来学の共同開講等）、③インターンシップの必修化、④県内で働くOB・OGによる「キャリアサポーター制度（仮称）」の創設等を実施予定。なお、「COC」とは、「center of community」の略。
10	45		「6 農林水産業再生プロジェクト」 「プロジェクトの取組」4①～④、⑦	「漁港、漁場、市場、水産業共同利用施設等の復旧・復興」も「共同利用に供する漁船建造の支援、早急な漁業生産活動の再開・活性化支援」も「経営の協業化や低コスト生産による収益性の高い漁業経営の推進」も「漁業担い手の育成支援と漁業技術や経営能力向上の取組支援」もいずれも試験操業段階から本格的な操業再開が実現しなければ何の意味もない。 では、「本格的な操業再開」に向けて県は一体何をやるのか。その取り組みが見えない。 「海洋における放射性物質対策の研究・情報発信を行う水産研究拠点の整備」もいいが、これから研究施設を作って研究するというレベルでは一体いつになったら本格的操業再開ができるのか。共同利用に供する漁船など建造してもむなしく老朽化するだけだ。	御指摘のとおり、本県水産業の復興には、既に再開している沖合・遠洋漁業への支援とともに、操業自粛を余儀なくされている沿岸漁業の本格的な操業再開の実現が極めて重要であると認識しております。 そのため、本格操業の実現に向け、試験操業の拡大と効率的な検査の支援や、放射性物質に関する情報提供等について、漁業関係者や国、学識経験者とともに慎重かつ確実に取り組んでまいります。
11	56	2～4	「9 風評・風化対策プロジェクト」 「目指す姿」	農林水産物などの県産品の販売量や価格、観光客数が震災前の水準まで回復していることを「目指す姿」としているような姿勢でいいのだろうか。 本県の復興の取組みや現状、魅力に関する理解と共感が国内外に広がるのであれば当然震災前の水準を上回るはずであり、そういうレベルを目指すべきである。 震災前に戻るだけなら内堀知事が言っている「人口減少の克服」などは到底無理だ。	御意見を踏まえ、「原発事故の影響が残る福島への不安が減少し、本県の復興の取組や現状、魅力に関する理解と共感が国内外に広がることで、農林水産物などの県産品の販売量や観光客数が震災前の水準以上に回復している。」と修正しました。

NO	ページ	行又は 事業番 号	該当箇所	意見内容・理由	県の考え方
12	56	7~11	「9 風評・風化対策プロジェクト」 「復興の現状と課題」	<p>風評被害の払拭のためには単に「正確な情報の発信」だけでは不十分だ。情報内容に説得力が必要だし、相手の心に訴え共感を呼び起こす訴求力も必要である。正確な情報が発信できれば価格も元に戻り、何かすべてうまくいくなどと考えているとすればそれは「甘い幻想」だ。</p> <p>情報が正確なだけでは競争相手と同様な条件になったに過ぎず、勝てるという保証はない。いかに効果的な情報発信をするか戦略と知恵が問われているのに、お気楽に「正確な情報発信」などといっているようでは成果の上がる風評対策なんぞとても出来まい。</p>	御意見を参考に取組を進めます。
13	58		「9 風評・風化対策プロジェクト」 「プロジェクトの取組」2 ③	<p>「ふくしまを舞台とした様々な会議・研修・展示会等の誘致、芸術文化・スポーツ等の大会・イベントの開催」の主体が県だけなのは理解しがたい。県が直接できる誘致活動やイベント開催はたかが知れている。それこそ国も巻き込みながら県全体、市町村も民間団体も総ぐるみで取り組まなければ実効性ある取り組みは出来ない。</p>	御意見を踏まえ、主体を「国、県、市町村、民間団体」と修正しました。
14	63		「10 復興まちづくり・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」 「プロジェクトの取組」1 (2)⑤	<p>「効果的・効率的な復興事業実施のための高等教育機関の英知の活用」の主体が国立大学だけで県立医大や会津大、日大、いわき明星大などが入っていないのはどうしたことか。</p>	御意見を踏まえ、広く大学等の英知を活用するため、主体を「大学等、県」と修正しました。
15	65		「10 復興まちづくり・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」 「プロジェクトの取組」3 (2)③	<p>災害協定締結の相手方は他県・団体だけでなく企業もあるのではないかと。</p>	御意見を踏まえ、「国や地方公共団体、民間団体との災害協定締結の推進や～」と修正しました。
16	66		「重点プロジェクトの指標」 「2 生活再建支援プロジェクト」の「県内・県外避難者数」	<p>県内の応急仮設住宅・借上げ住宅などへの入居者数及び県外避難者数の皆減を目指すというのは精神論としては結構だが、現実的に帰還困難区域からの避難者をH32にゼロにすることが出来ると考えているのか。</p> <p>成算もなくこういう無責任な目標を掲げることは県への信頼を失わせるだけだということがわからないのか。</p> <p>それに「帰還する人も帰還しない人もともに支援する」というのがこれまでの県の基本方針ではなかったのか。それを機械的に「避難者をゼロにする」というのはあまりにも押し付けがましいとは思わないのか。</p>	御指摘のとおり、帰還困難区域は、一定期間経過後も年間20ミリシーベルトを下回らない区域として指定されており、基本的に国による除染も実施されていないなど、現時点で帰還の見通しは立っていない状況にあり、平成32年度に避難者数をゼロにするという目標がいかに困難なものであるかは、県としても承知しております。しかしながら、こうした困難な状況の中で、一人でも多くの避難者の皆さんが生活再建を果たせるよう、県として全力で取り組んでいくべきであり、そのことを明確に示そうとの考えに立ってのことであり、御理解ください。
17	67		「重点プロジェクトの指標」 「6 農林水産業再生プロジェクト」の「農林水産業の産出額」	<p>農業産出額の目標値はTPPの影響を考慮すればとても達成不可能だ。</p> <p>特に主力であるコメの産出額はTPPの影響による価格下落をどの程度と見込んでいるのか。</p> <p>林業産出額の目標値は森林除染の進捗やしいたけ原木の供給回復をどの程度と見込んでいるのか。</p> <p>沿岸漁業産出額の目標値は原発事故の影響による操業自粛の全面解除を前提としているようだが、その見通しはどの程度と見込んでいるのか。仮に全面解除が実現したとしても風評被害の影響はどの程度カウントしているのか。</p>	各目標値は、震災後、困難な状況にある本県農林水産産業を、震災前の水準以上に復興させることを目指して、本計画に掲げた指標です。 御指摘の意見や、被災地域の復興状況を踏まえつつ、効果的な施策を実施することで、目標の実現を目指します。
18	68		「重点プロジェクトの指標」 「8 新産業創造プロジェクト」の「ロボット製造業製造品出荷額」	<p>「ロボット製造業の状況を図る数値」→「ロボット製造業の状況を測る数値」</p>	御指摘のとおり、「図る」は誤りであり、全体の状況を把握するという観点から「計る」と修正しました。

NO	ページ	行又は 事業番 号	該当箇所	意見内容・理由	県の考え方
19	81	36～40	「地域別の取組」 「1 相馬エリア」の2(2) [取組の方向2]	沿岸漁業の早期再開が課題であるのに、取り組み内容が魚介類への放射性物質の影響調査にとどまっており、早期再開への道筋が見えてこない。	御意見を踏まえ、「水産業の再生に向け、漁場に残るがれきの撤去や、共同利用施設の整備等を進めるとともに、緊急時モニタリングや試験研究による魚介類への放射性物質の影響調査や水産種苗の生産により、本格操業に向けて取り組んでいく。また、海洋への汚染水流出防止のため、福島第一原子力発電所の安全管理対策に関する監視を徹底していく。」と修正しました。
20	82	1～9	「地域別の取組」 「1 相馬エリア」の2(2) [課題3][取組の方向3]	震災前に「飯館牛」ブランドを確立し、畜産業が主力産業だった飯館村の肉用牛生産体制の再生が大きな課題であると思うが、今後どのように取り組むのかが見えてこない。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 [課題3] 「津波被災農地の復旧や避難指示区域での農地除染が進められているが、農業者の担い手不足や営農意欲が減退していることから、震災前の農業を取り戻すとともに、新たな営農体制の構築が必要。」 [取組の方向3] 「営農再開に強い意欲のある農業者を確保し、組織化や集団化を進めるとともに、新たな生産システムや土地利用型作物と園芸作物等を組み合わせた高効率で高生産性の営農体制づくりの支援と、畜産の生産体制の整備、流通・販売体制の再構築や農産物の加工・販売を一体的に行う地域産業6次化に向けた支援等を行う。 これらにより、労働環境の改善と所得の安定化を図り、若者に魅力のある農業の確立に向けた取組を推進する。」
21	82	10～15	「地域別の取組」 「1 相馬エリア」の2(2) [取組の方向4]	新産業の創出についてイノベーションコースト構想に加えて相馬中核工業団地に立地する宇宙航空産業大手のIHIを核とした産業集積を進めてはどうか。 また、相馬港のLNG基地建設にあわせてガスコンバインド火力発電所の建設計画があり、さらに相馬中核工業団地にはバイオマス混焼の小型石炭火力発電所の建設計画もあるので、既存の相馬共同火力発電所の増設と合わせてこの地域を一大エネルギー基地として雇用の受け皿としていくべきだ。	ご指摘のとおり、航空宇宙産業の集積については中核となる企業の役割は大きいと認識しております。案p48「7 中小企業等復興プロジェクト」の1(2)②「航空宇宙産業分野における県内企業の取引拡大やネットワーク強化の支援」と記載しており、御意見を参考に今後の取組を進めます。 また、エネルギー産業の集積については、案p17「1 避難地域等復興加速化プロジェクト」の2(1)エ「エネルギー関連産業」の各取組のとおり記載しており、御意見を参考に今後の取組を進めます。
22	92	5～6	「地域別の取組」 「2 双葉エリア」の1③ (1)[医療福祉提供体制の再構築]	公立双葉准看護学院(双葉町)の設置者の相談に「丁寧に対応していく」というのは意味不明。それこそもっと丁寧に説明してほしい。	御意見を踏まえ、「浜通り地方の看護職員の確保に向け、公立双葉准看護学院(双葉町)の再開支援等に取り組んでいく。」と修正しました。
23	92	21～25	「地域別の取組」 「2 双葉エリア」の1③ (2)[取組の方向1]	「職場内研修等の充実を通じた新規職員の職場定着の支援」というのは県全体を通じた一般論としては妥当かもしれないが、再開施設が被災17施設中9施設しかない双葉郡の実態を見れば果たして妥当なのか大いに疑問だ。そもそも、職員が大幅に不足している施設で職場内研修が出来ると思っているとすれば認識不足もはなはだしい。	御意見を参考に今後の取組を進めます。 保健・医療・福祉人材の確保は、全県的に重要な課題と認識しており、双葉郡においても進学・就職・キャリアアップの支援、潜在的有資格者の再就職支援、職場体験、業務のイメージアップなど様々な事業を総合的に展開してまいります。 また、新人職員を定着させる取組も重要であることから、可能な限り職場内外での研修等を通して専門知識の習得や仕事にやりがいを持つよう支援してまいります。

NO	ページ	行又は 事業番 号	該当箇所	意見内容・理由	県の考え方
24	92	26～31	「地域別の取組」 「2 双葉エリア」の1③ (2)「取組の方向2」	そもそもリスクコミュニケーションとは各ステークホルダーが特定のリスクについて情報・認識を共有し、合意形成を図るための手段であり、放射線への不安を持つ住民の相談に応じて説得するようなものではないはずで、ここでの使い方は明らかに間違っている。	御意見を踏まえ、「放射線への不安や健康全般の相談に対応できる相談員を配置し、仮設住宅等への訪問活動を進めるほか、～」と修正します。
25	94	15～18	「地域別の取組」 「2 双葉エリア」の2(1) 【イノベーション・コースト構想】	スマートエコパークを双葉郡に整備するという構想は双葉郡の将来像にとって極めて危険。 エコテッククリーンセンターの国有化は双葉郡が放射性廃棄物の最終的な受け入れ基地になるということを県が容認したということの意味している。 名称はどうあれ、環境・リサイクル産業の双葉郡への集積は中間貯蔵施設や指定廃棄物の最終処分場などとの関連で廃棄物の集積地として双葉郡が外部から認識されることにつながらざるを得ない。 原発事故に伴う指定廃棄物をすべて福島県で最終処分せよという動きがある中で県が環境・リサイクル産業の双葉郡への集積を進めるということになれば一体どうということになるか県の担当者は気が付かないのだろうか。 本当に30年後に中間貯蔵施設が廃止され、県外に最終処分施設が出来るかと考えるならなおさら、環境・リサイクル産業の双葉郡への集積は深刻な風評被害をもたらすことになるだろう。 むしろ、双葉郡に世界最先端の廃炉関連産業を集積するという方向性のほうが地域特性に合致し、かつ、波及効果が大きいのと思う。	御指摘の環境・リサイクル産業の集積につきましては、イノベーション・コースト構想において、スマート・エコパークの整備により、浜通り地域の復興に向けて、県内から環境・リサイクル分野の新たな事業が次々と生み出されていく仕組みを構築し、復興の円滑化にも貢献しつつ、今後の持続可能な社会づくりを先導できるような地域を目指し、新産業創出を推進していくこととしております。 また、スマート・エコパークの整備については、太陽光発電パネルのリサイクルなど、再生可能エネルギー関連産業及び環境・リサイクル産業の一体的な集積を目指すものであり、イノベーション・コースト構想の柱の一つとして浜通りへの集積が重要となりますので御理解ください。
26	95	24～32	「地域別の取組」 「2 双葉エリア」の2(2) 【取組の方向2】	双葉郡内での営農再開は、除染と風評被害の克服というマイナスからのスタートにならざるを得ない。 双葉郡の農地は、100年くらいたてば自然減衰で「普通の農地」に戻るかもしれないが、今の双葉郡の農業は非常時である。100年後の世代に「普通の農地」を引き継ぐというくらいの長期スパンで考えることが必要なのに「意欲ある農業者の組織化・集団化」とか「新たな生産システムや土地利用型作物と園芸作物等を組み合わせた高効率で高生産性の営農体制づくり」とか何かどこかで聞いたことのある平時の一般論を展開する能天気ぶりにはあきれられるばかりだ。 こういう取り組みは、双葉郡のような大きなハンディのない地域では妥当するかもしれないが、双葉郡はそもそも他地域とは発射台が違うということが分からないのか。 双葉郡の特殊な事情を考えるとこんな一般的な取り組みは絵空事である。 それならどうすればよいか。豊かな税収を背景に進められてきたこれまでの農業投資によって双葉郡平坦部の農業基盤整備はかなり進んでいるのだから、食用以外の農産物であれば風評被害と無関係に農業生産基盤を活用できると思うので、ソルガムなど成長スピードの速いバイオマス燃料用作物の大規模栽培に取り組むことを提案する。これは農地の荒廃を防ぎ100年後の世代に「普通の農地」を引き継ぐためにも効果的だろう。 生産したバイオエタノールは地域内で自動車用バイオ燃料化すれば、地球温暖化対策にもなる。それなら公費による価格補填措置を講じることも十分可能である。	御意見を踏まえ、「営農再開に向け強い意欲のある農業者を確保し、組織化や集団化を進めるとともに、新たな生産システムや土地利用型作物と園芸作物等を組み合わせた高効率で高生産性の営農体制づくりの支援と、畜産の生産体制の整備、流通・販売体制の再構築や農産物の加工・販売を一体的に行う地域産業6次化に向けた支援等を行う。 これらにより、労働環境の改善と所得の安定化を図り、若者に魅力のある農業の確立に向けた取組を推進する。」と修正しました。 なお、資源作物については、農業者の意見を聞いて、今後検討してまいります。
27	98	3～4	「地域別の取組」 「2 双葉エリア」の3① (2)【課題2】	「様々な業種で人手の不足が深刻化し」→「様々な業種で人手不足が深刻化し」	御指摘のとおり修正しました。
28	101	4～5	「地域別の取組」 「3 いわきエリア」 【震災・原発事故による被害】 【原子力災害による避難指示の状況】	「県内外への避難する動きが見られる。」→「県内外へ避難する動きが見られる。」	御指摘のとおり修正しました。
29	102	19～20	「地域別の取組」 「3 いわきエリア」の1 ①(1)【生活再建支援】	「社会福祉協議会、NPO等との民間団体と連携し」→「社会福祉協議会、NPO等の民間団体と連携し」	御指摘のとおり修正しました。

NO	ページ	行又は 事業番 号	該当箇所	意見内容・理由	県の考え方
30	107	38～40	「地域別の取組」 「3 いわきエリア」の3 ①(1)「被災した歴史的 建造物や文化財等の復 旧」	賢沼ウナギ生息地は国指定天然記念物であり、「被災した歴史的建造物や文化財等の復旧、津波被害地区等のまちなみ景観再生」の例示としては不相当。	御意見を踏まえ、例示を「賢沼ウナギ生息地」から「飯野八幡宮宝蔵」に変更しました。
31	126	8～15	「地域別の取組」 「5 会津エリア」の2(2) [取組の方向1]	会津エリアの復興には教育旅行の回復が不可欠だが、「磐梯山エリアにおけるスキー教育旅行・合宿の誘致、尾瀬や只見ユネスコエコパーク等の地域資源を活用した教育旅行を推進する。」だけではかなり難しい。スキーならば新潟や長野、山形、北海道とどう差別化するのが戦略的に重要だし、尾瀬や只見のブナ林にしてもこれまでのような「豊かな自然がある」程度のアプローチでは「何もわざわざ福島でなくても」ということになってしまう。 この際思い切った誘導策を展開すべきで、旅行費用の特別割引とか濃密な教育プログラムの設定とか他県との競争に勝ち残れる大胆かつ訴求力のある取り組みを行うべきである。	御指摘のとおり、会津エリアの復興には教育旅行の回復が不可欠と認識しております。案p58「9 風評・風化プロジェクト」の2②「首都圏や近隣県等の学校等の訪問活動の強化や旅行プログラムの充実などを通じた教育旅行、合宿誘致の推進」と記載しており、御意見を参考に今後の取組を進めます。
32	126	16～23	「地域別の取組」 「5 会津エリア」の2(2)	会津エリアの野生きのこは出荷制限が続いており、観光客相手の直売所にとって大きな打撃となっている。これは風評被害ではなく実害である。この問題が「今後の復興に向けた主な課題と取組の方向」に記述されていないのはおかしい。	野生きのこは、県内59市町村のうち55市町村で出荷が制限されております。野生きのこの出荷制限解除については、案p43「6 農林水産業再生プロジェクト」の1①「農林水産物の放射性物質検査の徹底及び情報の迅速・的確な公表」により全県的に取組を進めてまいります。
33	128	7～12	「地域別の取組」 「5 会津エリア」の3② (2)	新潟・福島豪雨災害からの復旧に関連して、県では只見川河川整備計画を見直し、今後30年にわたって総事業費300億円で築堤や護岸・宅地のかさ上げ、ダム調整池の浚渫などを行い、今次豪雨程度の降水量にも堪えられる安全な河川に整備していくと聞いているので「今後の復興に向けた主な課題と取組の方向」に記載すべきだ。	御意見を踏まえ、只見川河川整備計画に係る記載を以下のとおり追加しました。 [課題2] 新潟・福島豪雨により被災した只見川の復旧を行っているが、抜本的な治水対策による人家への浸水被害の軽減を図る河川整備の早期実施が課題。 [取組の方向2] 平成27年3月に策定した河川整備計画に基づく只見川の抜本的な治水対策の実施に向けて、地元住民との合意形成を図りながら、早期に工事着手し、河川整備事業を進めていく。
34	128	14～26	「地域別の取組」 「5 会津エリア」の「震 災や復興に関連する出 来事」	震災や復興に関連する出来事として「ヒメマスの採捕自粛」が取りあげられているが、この問題は金山町にとっては非常に深刻な問題である。 4年もたっているのに「取組が必要となっている。」などと他人事のような記述は腹立たしささえ覚える。一体県は本気でこの問題に取り組もうとしているのかと言いたくなる。しかも「県産日本酒の金賞受賞」といういい出来事と並んでの取り上げ方である。 県にとって「ヒメマスの採捕自粛」は「県産日本酒の金賞受賞」と同じレベルの「出来事」なのか？ こういう取り上げ方は県がこの問題をいかに軽いものと考えているかということを実に示している。反省してほしい。 県は沼沢湖底の汚染状況や周辺山林の放射能レベルの影響等のメカニズムの解明に向けて専門家の叡智を結集してこういう組織をつくり、その検討結果に基づいてセシウム汚染の原因を除去し、採捕自粛の解除に向けて全力で取り組むくらいのことが書けないのか。よくも「取り組みが必要」などと恥ずかしくもなく書けるものだ。	御意見を踏まえ、「(23行目より)沼沢湖底の汚染状況や餌料からヒメマスへの放射能移行を中心にメカニズムの解明に向けた調査を大学や研究機関と共同で実施し、採捕自粛の解除に向け町や関係機関と連携して取り組んでいく。」と修正しました。

NO	ページ	行又は 事業番 号	該当箇所	意見内容・理由	県の考え方
35				<ul style="list-style-type: none"> ・本計画を何度読み返しても未来の福島は見えない。根本的に見直すべき。 ・子供、妊婦を絶対守らないといけない。疎開させるべき。 ・帰還できる人間は40代以上とし、全てにおいて労働管理体制は一本化すべき。 ・大人の、大人による、大人のための復興を優先すべき。そこに子供や若者、妊婦を巻き込んではいけない。 	御意見を参考にします。
36	12		「1 避難地域等復興加速化プロジェクト」	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション・コースト構想には司令塔がない。廃炉に向けた実践取り組み施設や労働者の居住区域等をまとめたベースキャンプを川内村に作るべき。 ・小名浜港を整備し、新たな海路を開拓すべき。 ・これらの実現化のために時限立法として「復興に向けた強制土地収用法」を整備すべき。 	<p>イノベーション・コースト構想につきましては、経済産業副大臣を座長とし、知事、浜通り等15市町村長、国関係機関、大学教授等有識者で構成する推進会議が構想全体を推進する役割を担っており、拠点の周辺環境の整備につきましては、この推進会議において検討を進めていく考えです。</p> <p>いただいた御意見を参考に、引き続き、国、県、市町村が連携を図りながら、取組を推進してまいります。</p>
37	7			<p>基本理念を通じ、「ふくしま」全体で支えあうことが読み取れる。ならば福島を7ないし8の地域に統合すべき。浜通りはいわき・東福島・相馬に、中通りは白河、郡山、福島に、会津は北会津・南会津に。窓口を一本化し、事務処理を簡素化すべき。</p>	御意見を参考にします。
38	2	13	国が責任を負うべきもの	<p>どのような政策にせよ、実際に暮らしている人々が各自の生計を再生し、生活基盤を築きなおせることが最重要である。県外に引っ越した人も、子供の将来を鑑みれば移転するのは当然のことである。県外に越した人が家を購入する際にも補助があると助かる。(県外で)</p>	<p>避難者への住宅支援については、現在、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与を行っております。</p> <p>なお、避難指示区域外から避難した方への供与期間については、平成29年3月末までとしておりますが、平成29年4月以降についても、民間賃貸住宅家賃への支援や公営住宅等の確保など、県による支援策に移行し、引き続き避難者の生活の再建に向け取り組んでまいります。</p>
39			避難前の住所地の学校へ戻ることにについて	<p>小学生の孫が福島県に戻った時、地元学区の小学校へ戻る事が本筋ですが、戻った時に子ども会、町内会、父母の会等でいじめ等の支障が予想されます。従いまして通学可能な近隣市町村への転入等を可能にしていきたい。</p>	<p>小・中学校への就学に関する事務は、市町村の教育委員会が行っております。</p> <p>まずは、県教育委員会(義務教育課)へお問い合わせ願います。 (電話:024-521-7774)</p>
40			復興支援事業の再実施について	<p>自主避難中に避難前の市やその近くの市・町における重要な情報を耳に入れる機会を失いました。部分的にはありますが、田畑の除染等、帰還者に対する追加的再実施等(市町村は終了)しているので、県独自の活動を期待します。</p>	<p>案p27「3 環境回復プロジェクト」の「1 除染の推進」に「県民の一刻も早い帰還や、安心して暮らせる環境の確保を図るため、引き続き生活圏や農林地等における迅速かつ着実な除染を推進するとともに、地域の実情を踏まえ、追加的除染の仕組みや帰還困難区域や森林除染の実施方針の早期決定を国に要請していく。」と記載しておりますので御理解ください。</p>

NO	ページ	行又は 事業番 号	該当箇所	意見内容・理由	県の考え方
41			遠くの地(大阪)に避難したため。避難前の家の中のかたづけ可能な配慮について	避難前の住宅(家)の中のかたづけをするため、そこから近くの復興住宅に空があれば、そこを借りたいです。孫もそこから近くの小学校に通学させたい。可能になるような施策をお願いしたい。	県では、応急仮設住宅等からの退去後、住宅確保が困難な世帯に対し、公営住宅等への優先的な入居や、空き住戸の活用による支援を進めているところです。しかし、県営復興公営住宅については、避難指示区域内からの避難者を入居対象としており、一般の県営住宅については、住宅に困窮する方に提供しているものですので、御理解ください。
42			支援の長期的・地域的拡大について	避難先に文書等送付はされるもののじっくり目を通すことはない。帰還してはじめて支援について、ああった、こうだったと多くを耳にすることと思う。このような帰還者への超法的対応を。	避難者への情報発信につきましては、これまで、地元紙や広報誌の送付、県のホームページや避難者向け情報紙の発行に加え、県外駐在員や復興支援員による相談対応や、県外避難者を対象とした交流会などで、1人1人に寄り添ったきめ細かな対応に努めてきたところですので、御理解ください。
43			低レベル放射能について	大阪では、いや関西では、今、低レベル放射能の「おそろしさ」が知らされている。このことについて、福島県としての対応は？県民の多くは何もなかったかのように生活している人々が多い現実と聞くのですが。	県民が安心して生活できる環境を確保するため、引き続き生活圏や農林地等における迅速かつ着実な除染を推進します。 また、空間放射線量のモニタリングや、米の全量全袋検査をはじめとした農林水産物の放射性物質検査等の実施により、県民の安全・安心の確保に取り組んでいます。 さらに、将来にわたり県民健康の維持・増進を図るため、県民健康調査を実施しております。
44			避難生活者への補助	子供が中1、小3であったため、健康被害が及ばない様に自主避難しています。公的な補助は全くありません。 当初、親戚宅に引越しておりましたが、長男が学校になじめず、また精神的に追いつめられたため、やむを得ず更に引越し、転校をし、現住所に住んでいます。 金銭面での負担はあり(住宅)、また、精神的なダメージもあります。 次男はそのまま親戚宅におり、2重生活となっております。住宅面での補助を検討願います。(2重生活の救済措置)	県では、子ども被災者支援法に基づき公営住宅の優先入居による支援を行っております。また、他県に対しても公営住宅の優先入居の実施や、制度の拡充等による支援を要請しているところです。